

# 関西大学大学院会計研究科

2006 年度 B 日程素養重視方式 入学試験問題

## 小 論 文

### 受験上の注意事項

1. 監督者の指示があるまで、この問題用紙を開くことはできません。
2. 試験場においては、すべて監督者の指示に従ってください。
3. 問題は 10 ページまであります。
4. 試験時間は 90 分です。試験開始から終了までの間、試験教室からの途中退出はできません。
5. 机上には受験票、筆記用具、時計（計時機能のみのもの）以外のものは置かないでください。
6. 時計のアラームは解除し、また、携帯電話、PHS等は必ず電源を切ってかばんにしまってください。
7. 不正行為を行った者は試験を無効とします。

# 小論文

---

資料に示された2つの議題は、わが国の現内閣が取り組んでいる改革に関する議題です。  
資料を通読して、下記の問題に答えなさい。

問1 両議題に共通する視点を指摘しなさい。

問2 問1の解答として指摘した共通視点から、社会変革に貢献するシナリオを展開しなさい。

### 郵政改革法案質疑

○ ただいま議題となりました内閣提出の郵政民営化関連6法案及び民主党・無所属クラブ提出の郵政改革法案につきまして、郵政民営化に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、内閣提出の郵政民営化関連6法案について申し上げます。

本6法案は、民間にゆだねることが可能なものはできる限りこれをゆだねることが、より自由で活力ある経済社会を実現することにかんがみ、郵政民営化を実施するため必要な事項を定めるものであります。

その主な内容は、平成19年10月1日に日本郵政公社を解散するとともに、その機能を引き継ぐ日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社、郵貯・簡保の旧契約を承継する独立行政法人を新たに設立するほか、準備期間及び移行期間を通じて、同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置等を講じるものであります。

次に、民主党・無所属クラブ提出の郵政改革法案について申し上げます。

本案は、地域住民の生活の安定向上を確保するとともに、公的部門から民間部門への資金の流れを変えることなどにより、自由で活力ある経済社会を実現するため、郵政事業の改革について、そのあり方及び当面緊急に講ずべき措置等について定めるものであります。

その主な内容は、

平成19年10月1日以降において、郵便の業務は、引き続き日本郵政公社において行うこと、

郵便貯金等の業務は、日本郵政公社の子会社として設立する郵便貯金会社において行うこと、

簡易生命保険を廃止するとともに、旧契約の業務については、5年以内に完全民営化する複数の郵政保険会社に分割して引き継ぐこと、

その他、預入限度額の段階的引き下げ、日本郵政公社等による財投債等の購入禁止等を定めております。

以上の各案は、10月6日本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、本委員会に付託されました。

委員会におきましては、同日郵政民営化担当大臣並びに提出者から提案理由の説明を聴取いたしました。

質疑は、翌7日及び本日、各案を一括して行い、7日には内閣総理大臣の出席を求め、本日質疑を終局いたしました。

次いで、討論に入り、自由民主党及び公明党を代表して公明党のA君から、内閣提出の6法案に賛成、民主党・無所属クラブ提出の法案に反対、民主党・無所属クラブのB君から、内閣提出の6法案に反対、民主党・無所属クラブ提出の法案に賛成、日本共産党のC君から、内閣提出の6法案及び民主党・無所属クラブ提出の法案にいずれも反対、社会民主党・市民連合のD君から、内閣提出の6法案及び民主党・無所属クラブ提出の法案にいずれも反対、国民新党・日本・無所属の会のE君から、内閣提出の6法案及び民主党・無

所属クラブ提出の法案にいずれも反対の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、順次、各案について採決いたしました結果、民主党・無所属クラブ提出の郵政改革法案は賛成少数をもって否決すべきものと決し、内閣提出の郵政民営化関連 6 法案は、いずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

○ 私は、民主党・無所属クラブを代表して、政府提出の郵政民営化関連 6 法案に対し反対、F 君外 7 名提出の郵政改革法案に賛成の立場で討論を行います。

改革を行うに当たって、その改革が本当に国民のためになるということを確保するためには、まずもってその目的と手段を明確にすることが重要です。

郵政事業の改革を行うに当たっては、何が最も重要な目的なのでしょう。それは、何が郵政事業における国民の権利であるのかを明らかにして、その国民の権利をしっかり保障し、安心を確保することです。そしてさらに、現在、郵政事業という巨大な官の中に莫大な国民の貴重な資産、資金がため込まれ、これが公的部門の非効率な事業に垂れ流されているという現実を変え、その資金が民の世界へ確実に流れるようにすることです。官から市場への改革です。

このような目的を達成するための手段として、私たちは、郵便と決済サービスを国の責任で全国サービスを提供する一方で、郵便貯金、簡易保険の資金量は民業圧迫にならないように縮小すべきだと主張してきました。

総理が述べておられる官から民へ、あるいは民間でできることは民間にという考え方については、異論はありません。

しかしながら、政府の郵政民営化法案は、本当にこのような官から民へという考え方が適切に実現されていくのか、大いに疑問です。本当に官から民へという考え方を実現するのであれば、まずは、官と民の役割を定義し、峻別する必要があります。

ところが、政府案においては、これに係る定義、峻別が明確になされておりません。すなわち、何が郵政事業における国民の権利か、これが明らかにはされていません。民営化すれば市場が自動的に官の分野と民の分野を振り分けて、それぞれの分野のサービスが適切に国民に提供されるよう調整してくれるのか。市場はそのような機能は果たしません。

さらに、政府案においては、郵政事業においてため込まれた国民の貴重な資金が民間セクターの真に効率的な事業に回るようになるのかということについても疑問が残ります。それどころか、国民の貴重な資金が相変わらず特殊法人、独立行政法人などの非効率な公的セクターに流れ続けるおそれがあります。またさらには、官の関与が長期に残る可能性がある中で、民業を圧迫する形で事業融資などの新規分野への不適切な進出が行われ、そのツケが最終的に国民に回ってくるおそれがあります。

先ほど申しましたように、官から民へ、民間にできることは民間に、これらのスローガンには私も賛同します。しかし、だからすべてを民営化というのは決して正しい選択ではありません。まずは官の分野を明確に確定した上で、それ以外の分野について、民間ができることから官は手を引き民間に任せる、そういうことこそが本当に正しい選択だと私は考えます。

以下、具体的に理由を申し上げます。

政府案に反対する理由の第 1 は、政府案は、官がやるべき部分までも民にやらせようと

いうものであることです。郵便と決済、少額貯金のサービスを受ける権利は国民の権利であり、これを保障するためには、これらの業務は国の責任で行うべきであります。

これに対し、F君外7名提出の郵政改革法案（以下、民主党案と呼ばせていただきますが）では、郵便と決済、少額貯金のサービスはすべての国民がひとしく受けられるべきであることが明記されており、まさに安心の改革案という名にふさわしいものであります。

第2に、政府案は、民営化、民営化といいながら、現実には民の顔をした巨大な官の特殊会社をつくるものであり、民営化の名に値しないことであります。持ち株会社は国が3分の1超の株式を保有する特殊会社、郵便と窓口ネットワークの新会社はその100%子会社、貯金と保険の新会社とは株式を持ち合い、事実上の一体経営が続きます。

これに対し、民主党案では、郵便は公社、郵便貯金は公社の100%子会社で行う一方、簡易保険は廃止し、郵政保険会社の株式も5年以内に完全処分することとしています。一たん処分した株式を買い戻したりすることはありません。

第3に、政府案によってできる新会社は、民業圧迫をもたらすことが確実であることです。郵便局にコンビニや貸し出し、株式仲介や不動産、果ては住宅リフォーム仲介などの新規業務をやらせれば、とりわけ地方の事業者は皆淘汰されてしまいかねません。

これに対し、民主党案は、民間にできることは官が手を引くという理念のもと、政府案のような新規業務は行わないこととなっています。しかも、郵便貯金についても、定額貯金を廃止し、預入限度額を引き下げることによって、民業の補完に徹することが明確にされています。

第4に、政府案では、郵貯・簡保資金は、官から民へと流れないことです。郵便貯金銀行及び郵便保険会社は実質的には政府系金融機関ともいえるべきものであり、内閣がこれまでどおり野方凶な国債、財投債発行を続ければ、それらの資金は決して民間部門へと流れることにはなりません。

これに対し、民主党案では、定額貯金の廃止と預入限度額の引き下げによって、100兆円規模の資金が民間金融機関や直接金融などへ流れることとなります。この結果、地方の金融機関に分散した資金はその地域の中小企業などに貸し出され、地域経済も活性化します。しかも、郵政公社や郵便貯金会社による財投債の購入を禁止し、財政規律を働かせようという重要な措置も盛り込まれています。

さきの通常国会における審議で明らかになった郵政民営化法案の矛盾や問題点は、今国会における審議でもとうとう解消しませんでした。総選挙で示された民意は、郵政民営化には賛成であっても、矛盾や問題だらけの政府案を無条件で容認するというものではありません。

○ 私は、自由民主党及び公明党を代表して、内閣提出の郵政民営化関連6法案については賛成、民主党提出の郵政改革法案については反対の立場から討論を行います。（拍手）

まず、内閣提出の郵政民営化関連6法案について申し上げます。

郵政民営化の是非については、さきの総選挙において退路を断って信を問い、自由民主党及び公明党による与党が国民の圧倒的な支持を受け、過半数を大きく超える議席を獲得したところであります。

そのような国民の審判を背景に再度提出されることになりました政府案でございます

が、これら6法案については、反対派の方々のみならず、賛成される方の中にも、政府案には問題点が多いがとまくら言葉のように話される方がいまだにおられるのは、大変残念なことであります。

私は、100回近くに及んだ自民党内での激しい党内論議、120時間以上にわたって延々と続いた解散前、そしてこの特別国会の特別委員会の審議を通じて本法案の内容を吟味してまいりましたが、たどり着いた結論は、この政府案が担当大臣を中心に練りに練った、実によくできた法案であるということです。(拍手)

本法案で示されている郵政民営化を実現することができれば、340兆円にも達する巨額の資金を官から民に流す道を開き、約26万人の郵政公社の常勤職員が一切リストラされることなく民間人になり、小さな政府の実現に資すると同時に、多額の株式売却益、毎年の法人税、配当収入等により財政再建にも大きく貢献し、国民に大きな利益をもたらすことは自明でございます。

また、郵政事業が従来から果たしてきた公共的な役割が民営化後においても引き続き果たされるよう、本法案では、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置することを法律上義務づける、過疎地における金融サービスなどの実施が確実となるよう基金を設置する等々の措置が講じられているところであります。

このように、本法案は、民営化のメリットを最大限に引き出しつつ、郵政事業の公共的な役割にも十分に配慮した最善の策であり、直ちに採択すべきものであると考えます。

続いて、民主党提出の郵政改革法案について申し上げます。

本法案は、郵便貯金は定額貯金の廃止と限度額の引き下げ、簡保は廃止といったように、国が強制的に規模を縮小させる一方で、経営資源を活用した新規業務の展開については、その結論を先送りしております。事業の将来展望を描けない本法案により、職員の皆様が希望と意欲を持って職務に当たり、国民の利便性の向上を図ることができるのでしょうか。

加えて、本法案では、郵便や通常貯金などについて国の責任で全国の郵便局でのサービス提供を維持するとしていますが、これを確保する具体的方策は何ら示されておりません。また、金融社会権のような未成熟な法概念を振り回すことは不適当きわまりありません。権利に基づき賠償請求があった場合など、果たしてこれに応ずる用意があるのでしょうか。

このように、方針だけを掲げ、実現に向けた具体的な制度設計に踏み込まず、あいまいな点を多く残し、郵政事業改革の実現を将来に先送りしているだけの本法案は、対案というにはほど遠く、断固として反対するものであります。

最後に、郵政民営化は明治以来の大改革であります。内閣提出の郵政民営化関連6法案の成立後、政府、郵政公社は、不退転の決意を持って事に当たり、今回の大改革を立派に成就されんことを心より希望いたしまして、私の討論を終わります。

○ 私は、日本共産党を代表して、郵政民営化関連6法案に反対の討論を行います。

総理が郵政民営化一本に絞って国民に賛否を問うたさきの総選挙で、与党の得票は小選挙区で過半数に至りませんでした。国民投票なら明確に否決であります。しかも、総理は、郵政公社には1円の税金も投入されていないことなど、重要な基本的事実を国民に全く話さなかったのであります。ところが、与党の議席の多数をもって信任されたと強弁し、わずか1日半という極めて短い審議で押し通すなど、断じて容認できません。

本法案に反対する最大の理由は、国民に基礎的な金融サービスをあまねく公平に提供する国の責任を放棄するものだからであります。

貯蓄や決済など基礎的な金融サービスを受けることは、国民の権利です。郵便局は、障害者対応のATMを100%設置し、口座維持手数料も取らず、すべての市区町村に金融ネットワークを張りめぐらせ、この権利を保障してきたのであります。

今世界では、この基礎的な金融サービスを公的にどう保障するかが問われています。アメリカで低所得層の38%、イギリスで5世帯に1世帯が銀行口座を持たず、大きな社会問題となっております。ニュージーランドでは公営のキウイ銀行が新たにつくられ郵便局の中に復活するなど、各国でも新たな取り組みが始まっています。ところが、日本では反対に、国の責任を放棄し、民間任せにしようとしているのであります。郵政民営化は、世界の流れにも時代の流れにも逆行する愚行そのものと言わなければなりません。

そもそも、郵政民営化は、国民が求めているものではありません。郵貯、簡保、340兆円の開放をビジネスチャンスとして要求してきた日米の金融資本にこたえるものにほかなりません。まさに国民にとっては百害あって一利なし、断固反対を表明し、討論を終わります。

○ 私は、社会民主党・市民連合を代表し、ただいま議題となりました政府提出の郵政民営化法案並びにその関連法案について、反対の立場から討論を行うものであります。(拍手)

政治にかかわる者として、とりわけその権力のトップにある者には、何よりもまず過去に現在を一たん埋め込むことで現在を生きたものとして認識することが求められております。それと申しますのも、未来を構想するにはこうした知的行為が不可欠であり、それによって得られる知見がすべての土台となるからであります。

それでは、今回の郵政民営化法案及びその関連法案が、この現在と過去との相関関係の理解の上に、あらゆる構想力を駆使して未来設計するという行為との間にどれほどの緊張関係を持って提案されたのか、結論から言えばノーと言わざるを得ません。

明治5年の郵便の創設に始まる郵政事業の発足の歴史は、国民のコミュニケーションを軸とする社会文化発展史をなすものと言えます。この歴史に、我が国が現在既に直面し、今後もおお層深刻化する少子高齢化、地域間格差を埋め込むならば、おのずと郵政事業の未来について制度設計はできるはずであります。

競争至上主義に走って国民共有財産を十把一からげに市場にほうり出すことがいかに社会的マイナスとなるか、そこには未来を設計するに必要な一片の知見さえも見当たりません。民営化法案並びにその関連法案について反対する根本的理由はまさにここにあります。

さて、1980年代中期以降、国民にとって日に日に政府が遠い存在となっていることを、歴代自民党政府、とりわけ総理は御存じでしょうか。この年代を境として、それまでの福祉国家とはほど遠い、自立自助、自己責任だけが重視される自由競争の社会に突入をいたしました。とりわけWTOの確立による国際的な大競争体制の進展は、すべてを市場競争万能主義に駆り立て今日に至っていることは、改めて指摘するまでもありません。

この結果、我が国において何が引き起こされているかといえば、働く者の雇用は不安定化し、経営者には極めて都合のよい短期雇用、パート労働者が蔓延し、その結果として労

働者の自殺者がウナギ登りに上昇しているのであります。

一方、老後保障としての年金に対する国民、とりわけ若年層の信頼感は低下の一途をたどり、年金は崩壊の際に立たされています。国民に対する政府責任がこれほど不信のふちに立ったことがかつてあったでしょうか。政府と国民との距離はそれほど乖離しているのであります。

郵政民営化も、この政府と国民との距離をさらに拡大するものとなることは自明の理であります。行政サービスの拠点としての郵便局が地域社会から統合再編をされることは、地域社会における政府の存在そのものが目に見えて失われていくわけであります。このことは、諸外国の例を引き合いに出すまでもなく、JRのローカル線撤収一つ見ても明らかであります。これが民営化に反対する第2の理由であります。

総選挙における多数議席の獲得によって国民の理解を得たとする与党の数の力で、本案はわずか2日間の委員会審議によって本院での通過が図られようとしています。

私は、この民営化を要請してきた背景に何があるのか、一口に言ってアメリカとの関係があると思います。これは郵政民営化の本質に深くかかわる問題であり、そういうものを私は認めるわけにはまいりません。根本問題として指摘をし、私の反対討論を終わります。



## 特別会計

財務省は9日、特別会計改革の原案を固めた。登記や公共事業関連など最大で7つの特会を一般会計へ吸収することを検討。地震や貿易など再保険事業は民営化か統合の方向で調整する。国立高度専門医療センターは独立行政法人に移行させる。31の特会を半分程度に減らす方針を具体化させる。

財務省はこの案を9日の財政制度等審議会（財務相の諮問機関）の特会小委員会で示した。財制審が下旬にまとめる来年度予算編成の意見書に盛り込んだうえで、月内に政府の経済財政諮問会議と与党に報告。政府・与党はこれをたたき台にして今後5年間の工程表を年内に決める。

財務省の原案は特会ごとに、廃止して民営化・独立行政法人化、一般会計への吸収、単独で存続、複数を統合して維持などの選択肢を示している。一般会計への吸収を検討するのは、公共事業関係の道路整備、空港整備、港湾整備、治水、国営土地改良事業の5特会と、登記、特定国有財産整備の計7つ。いずれも国が事業を手がける必要があるが、一般会計からの繰入率がすでに大きく、特会として経理を分ける必要性が薄いと判断した。

国が担う必要性がないものは特会を廃止し民営化か独立法人化を検討する。再保険事業を担う地震、貿易、農業共済、漁船の4特会、自動車損害賠償保障事業、自動車検査登録などを挙げた。

公共事業の5特会は当初統合を模索していたが、道路の一般財源化が固まり、他も一般会計に移す案が有力になっている。ただ統合の選択肢も残す。

▼特別会計 国が手掛ける政策全体の経費を計上する一般会計とは別勘定で、道路など31分野の資金をそれぞれ管理する会計。各省庁が独自に手掛け第三者のチェックが働きにくいとされる。一般会計とは切り離して国民から集めた資金が余り無駄な事業に回っているとの批判もある。首相は9月、統廃合する意向を示していた。

（日本経済新聞 2005年11月10日付朝刊）

## 歯切れ悪い財制審案

31 の特別会計（以下、特会）を通じ税金や保険料が不明朗に使われている問題で財政制度等審議会（財務相の諮問機関）は改革案をまとめた。特会の統合や民営化などの方向をうたいながらも「将来」「今後」「検討」など、あいまいな表現が並び改革後の姿は明確でない。特会を所管する官庁や族議員の抵抗が強かったためとみられる。首相や自民党幹部の政治決断によって一気に改革を進めなければ、特会をめぐる問題は改善しないだろう。

特別会計は道路建設のように利用者の負担で利用者のための事業をするような特殊なケースについて一般会計と分けて経理している。しかし役人が自分たちのために財源を使ったり、年金保険料による保養施設「グリーンピア」建設や、利用者の少ない道路の整備といった不要な事業に支出したりするなど、特会の弊害も目立ってきている。

特に、政府は各特会の予算案を国会に提出するが、実際はどの委員会も審議しないため国民の目にさらされにくい。また特会を所管する官庁や特会財源に群がる族議員の発言力が強く、予算査定に当たる財務省も口を出しにくいといわれる。このため抜本的な制度改革が課題だった。特会の歳出総額は、会計間の資金のやりとりの重複分などを除き約 205 兆円。ここから国債の償還費、地方交付税、社会保障給付費などを差し引いた約 17 兆円分に改革のメスを入れる必要がある。

その特会改革の本道はまず、国が撤退できる分野は民間に委託することだ。経済財政諮問会議の民間議員は 10 月に、再保険、登記、特許、自動車検査、労働保険など 13 特会について撤退・民間委託を提言した。また、民間に移管しにくいものは特会を廃止し一般会計に統合するのが筋だ。特に一般会計から繰り入れている資金の割合が大きい特会は、特会を設ける必然性に乏しい。

さらに、使い道を限定した「特定財源」を持つ特会は、財源を一般財源化したうえで一般会計と統合するのが財政の現状に合っている。すでに首相は道路特定財源の一般財源化の検討を指示した。一般会計と統合すれば国会で審議の対象になりおかしな使い方はできなくなる。

ところが、財政制度等審議会の改革案をみると、最も多いのは同じ官庁が所管する複数の特会の統合である。国土交通省所管の道路整備と空港整備、治水、港湾整備などの統合や、厚生労働省所管の厚生保険と国民年金との統合など 16 会計をあげている。統合によって事務の効率化など多少のメリットはあっても、不要な事業が減るかどうかは疑問だ。道路財源を一般財源化した場合に、引き続き特会を設ける必要があるのかも議論が必要である。

また財制審案では、船員保険や森林保険、国立高度専門医療センターを含む 11 会計を「独立法人化か民営化など」に改組すべきだという。民営化と明確に言わない限り所管官庁はまず独法化を考えるだろう。しかし独法化は所管官庁を通じ公的な資金がそこへ回るため、財制審自らが指摘しているように「国会の統制が直接には働かなくなるほか、その運営が不透明となる」恐れがある。独法化は問題の解決にならない。

改革案は一般会計に統合すべき特会として登記、自動車検査登録、特定国有財産整備など 6 会計を挙げているのみだ。大半の特会は所管官庁の手元に残すわけで、「官僚のポケ

ット」は今後も健在ということになる。何のための改革かという印象をぬぐえない。

一方、雇用保険料をもとに様々な必要性の疑わしい事業を進めてきた労働保険特会については「事業そもそもの必要性にまでさかのぼり、それぞれの事業の廃止を含めた見直し」などを求めた。もっともだが、このような精神論だけで問題が解決するのか。役人が保険料を勝手に使えないような制度の改革こそが求められているのではなかろうか。

これを含め財制審の改革案は歯切れの悪い内容や表現が多い。財制審の事務局を務める財務省が特会を持つ官庁と調整した過程で角が削られた面もあるとみられる。財制審の案はいわば妥協の産物であろう。

財制審は制度改革について向こう5年間程度の工程表を作るよう求めた。自民党も特会改革の案を年内にまとめる予定であり、政府は自民党と調整し今後の方針を決める見通しだ。だが官僚や族議員が前面に出てくるようでは、まともな改革は期待しにくい。首相や自民党執行部が指導力を発揮し、トップダウン方式で抜本的な改革を決めてほしいものである。

役人による税金無駄遣いの温床と見られがちな特別会計の改革は、歳出改革の第一関門である。これに失敗すれば、影響は甚大である。

(日本経済新聞 2005年11月19日付朝刊(社説))